

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

企業版ふるさと納税を行った場合の全額損金算入と税額控除の重複適用の可否等

《内容》

関与先のA社において、いわゆる企業版ふるさと納税が平成28年度の税制改正において創設されたことに関連し、その趣旨に賛同して、今期、社会貢献の一環として寄附を行うことを検討しています。

地方公共団体に対する寄附金を行った場合には、その全額が損金算入されますが、この全額損金算入と企業版ふるさと納税とは重複適用をしてよいのでしょうか。

『答』

地方公共団体に対する寄附金の全額損金算入と企業版ふるさと納税との重複適用は禁止されていないので、両者は重複適用をすることができます。

むしろ両者の重複適用を認めることによる減税効果により、まち・ひと・しごと創生事業の推進を図るのが制度の趣旨とされています。

(解説)

1 平成28年度の税制改正により、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税が創設されました。

この企業版ふるさと納税は、青色申告法人が、改正地域再生法の施行日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日までの間に、地域再生法の認定地方公共団体が行った、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合には、その事業年度に支出した特定寄附金の合計額の20%相当額からその特定寄附金の支出について道府県民税及び市町村民税（都民税を含む）の額から控除される一定の金額を控除した金額（特定寄附金の合計額の10%相当額が限度）の法人税額の特別控除（調整前法人税額の5%相当額が限度）ができる、というものです（措法42の12の2、措令27の12の2）。

2 また、法人税の課税所得の計算上、法人が支出した国、地方公共団体に対する寄附金の額は、原則として全額損金算入が認められます（法法37③）。

地方公共団体に対する寄附金の全額損金算入と企業版ふるさと納税とは、重複適用することは禁止されていません。したがって、両者は重複適用をすることができます。

むしろ、両者の重複適用を認めることによる減税効果により、法人からの寄附を広く募り、まち・ひと・しごと創生事業の推進を図るのが制度の趣旨です。たとえば、法人が1,000万円の寄附をした場合、従来は約3割（約300万円）の軽減効果であったのが、地方創生応援税制では、これまでの約2倍の約600万円の軽減効果がある、とされています（内閣府地方創生推進事務局・平成28.4「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）活用の手引き—企業の力で地方創生—」参照）。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。